

様式第1号 (第5条関係)

令和6年度 就学援助費受給申請書 (世帯票)

整理番号											前年1月1日の住所					
三豊市立	学校	三豊市教育委員会様 左記の者に係る就学援助費を受給したいので申請します。 また、三豊市就学援助費支給要綱第7条第2項の規定に基づき、私及び世帯全員の課税台帳、住民票の公簿を閲覧することを承諾します。 なお、認定後は、就学援助の認定に関する情報を三豊市教育委員会学校給食課に提供するとともに、同課から学校給食費に係る情報を収集することに同意します。また、支給される就学援助費について、直接、学校給食費に充当することをあらかじめ承諾します。										申請年月日 令和 年 月 日				
	学年	組											〒 町 (自治会)(電話番号)			
フリガナ	氏名										フリガナ 氏 名					
家族の状況 (保護者及び本人を含む)	氏 名	続柄	生年月日	職業又は 学年・組	同居 別居 の別	教育扶助基準 学校給食 費 基準額		生活扶助基準 第1類 第2類		世帯の収入状況						
									d基準額	所得 控除 前	総所得金額					
									e地区別冬季加 算額		退職所得金額					
									f住宅扶助基準		山林所得金額					
											計	A				
										所得 控除	社会保険料					
											g期末一時扶助 @ × 人	生命保険料				
											計	B				
											所得額(A-B)	C				
										h需要額 (a~gの合計)	所得月額(C×1/12)	D				
										障害者加算控除	E					
									収入額 需要額	収入額(D-E)	F					
住居の形 態	(1) 持家 (2) 借家・借間	教育扶助の 有無	有・無	a	b	c			F h	決 裁						
就学援助費を受ける理由 (該当する番号に○をする)		必要添付書類			※世帯についての福祉事務所の長又は民生児童委員の所見											
1 生活保護法に基づく保護の 停止又は廃止を受けた。(前 年)		保護廃止(停止)通知書 の写し			民生児童委員氏名 (氏名は、署名又は記名押印) 就学援助を必要と認める者についての学校長の意見 (1) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる。 (2) 生活状態が悪く、学校納付金が滞りがちである。 (3) 経済的理由による欠席日数が多い。 (4) その他 (具体的に記載のこと。)											
2 市民税の非課税・固定資産 税・個人事業税の減免を受 けた。		非課税証明書又は減免決定書の 写し														
3 国民年金の掛金について免 除を受けた。		国民年金保険料免除申請承認通 知書の写し														
4 国民健康保険税の減免又は 徴収猶予を受けた。		減免決定通知書の写し又は徴収 猶予決定通知書の写し														
5 児童扶養手当法に基づく児 童扶養手当を受けた。		児童扶養手当証書の写し又はそ の証明書														
6 生活福祉資金の貸付けを受 けた。		生活福祉資金貸付決定通知書の 写し又はその証明書														
7 1~6以外の理由で受給し たい。		所得課税証明書等収入の状況が わかるもの														
(※この欄「7」に○をした方は、民生児童委員の所見が必要です。)											上記の者を、就学援助を必要とする児童生徒として報告します。 令和 年 月 日 三豊市立 学校長 三豊市教育委員会 様					
理 由 欄	(7)の理由を具体的に記入してください。										要保護 上記の者を 児童生徒として認定 します。 準要保護 しません。 令和 年 月 日 三豊市教育委員会					
病气療養者の氏名、病名、療養期間を記入してください。											三豊市就学援助費支給要綱第 条 () による認定 三豊市立 学校長 様					
委 任	就学援助費受給認定後は、援助費の請求、受領に関する ことを三豊市立 学校長に委任します。 令和 年 月 日 申請者 (保護者) 印 (署名又は記名押印)										異 動	年 月 日	事 由 (変更、停止等)			

※ 申請者 (保護者) は太ワク内を記入してください。

★就学援助制度とは、三豊市内の小中学校に通うお子様のいる世帯のうち、認定要件に該当する世帯の保護者に対して、経済的負担を軽減するために、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。

《記入にあたっての注意事項》

※現在小学校6年生の申請書は、お子様が通っている小学校へ提出してください。

※小学校新1年生の申請書については、入学式終了後なるべく早く入学した学校へ提出してください。

※申請書(世帯票)の太枠内にペンまたはボールペンで記入してください。記入漏れがないようにお願いします。

※「住所」欄には自治会名も記入してください。「家庭の状況」欄は、住民票の登録状況によらず、実際に生計を共にしているすべての世帯員について記入してください。

※必要な添付書類が不足している場合には、受付ができないことがありますので、ご注意ください。

※生活保護家庭の方は、「教育扶助受給の有無」欄の「有」に○印を付けてください。

※申請理由「1～6」に該当する場合は、添付書類(証拠書類)が必要です。(いずれか1つに該当すればかまいません。)民生委員の方の意見は不要です。

「2」に該当する場合・・・世帯員のうち、学生以外の方全員の『所得課税証明書』が必要

「3」に該当する場合・・・『全額免除承認通知書』のみ有効

『一部免除』の場合は『所得課税証明書』も必要

※申請理由「7」に該当する場合は、理由欄にできるだけ詳しく記入してください。

民生委員の方の意見も必要ですので、必ず地域の担当民生委員の方の意見をもらってから学校へ提出してください。

添付書類として「世帯員のうち、学生以外の方全員の所得課税証明書」が必要です。

(課税証明書の税額が世帯全員0円の場合は、申請理由が「2」となり民生委員の意見は不要)

昨年(2023年)の1月1日以前に他の市町村より転入した方は、前住所地の役所等で世帯に係る所得課税証明書(市町村民税・県民税額及び所得額が記載されたもの)を取得し、申請書に添付してください。

※民生委員等が調査のため家庭訪問を行う場合がありますので、ご承知おきください。

※申請をして認定を受けた後に、家庭の状況に変動があった場合は、すみやかに学校にお知らせくださるようお願いいたします。

※ご不明な点は、各小中学校または三豊市教育委員会学校教育課(Tel73-3131)へおたずねください。

◎三豊市教育委員会では、要保護及び準要保護児童生徒の認定にあたって、担当区域の民生委員の方に意見(助言)をいただくことがあります。

また、照会があるときは、認定結果についてお知らせすることがありますので、このことについて下記「同意書」に署名もしくは記名押印をお願いします。

(どちらの意思表示もない場合は、同意とみなします。)

《同意書》

就学援助費に係る認定結果について、照会があるときは、担当区域の民生委員に通知することに

同意します。

(該当するほうを○で囲んでください。)

同意しません。

申請者氏名 _____